

地方税の賦課及び徴収事務における特定個人情報保護評価の実施結果について

1. 趣旨

システム標準化による地方税賦課徴収事務システムの更改を令和7年1月に実施するにあたり、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、番号利用法の定める手続きとして特定個人情報保護評価書の修正に伴う区民意見公募および第三者点検を実施したので報告する。

2. 区民意見公募手続の実施結果

(1) 実施期間

令和5年12月1日 から 令和5年12月21日 まで

(2) 実施結果

意見・質問の件数 0件

3. 第三者点検の実施結果

(1) 実施日

令和6年1月15日（月）

(2) 点検実施機関

品川区個人情報保護審議会（専門部会）

（構成員：荒木俊馬委員、清宮眞知子委員、後藤省二委員）

(3) 意見の概要

裏面のとおり

4. 今後のスケジュール

(1) 個人情報保護委員会へ評価書提出（3月上旬）

(2) 全項目評価書の公表（広報紙・ホームページ・税務課窓口）（3月上旬）

裏面

「地方税の賦課及び徴収事務に関する特定個人情報保護評価書の評価案」
第三者点検の実施結果（意見の概要）

ご意見	区の考え方
①委託業務の表記について	
委託業務に「パンチ入力」とあるが、分かりづらいので「データ入力」に修正してほしい。	区の慣例でパンチという用語を使用していた。「データ入力」に修正する。
②委託先の事業者名の表記について	
委託先名に「入札等により決定した事業者」とあるが事業者名を公表することはできないのか。	単年度入札のため変更手続きを考慮し、このような記載にしたが、情報公開の観点から委託事業者名を記載するように修正する。
③業務システム専用のパソコンのセキュリティについて	
専用端末(PC)のセキュリティはどのように担保されているのか。	VDI(仮想デスクトップ)を採用し、端末にデータを残さないよう設定している。なお、インシデント発生時は、すべての端末の操作ログや各システムログが常時保管(情報推進課で一元管理)されているため、迅速な対応が可能である。